

## 中央区ふれあいのまちづくり助成金交付要領

令和5年3月31日 中央区長決定

### (目的)

第1条 この交付要領は、神戸市ふれあいのまちづくり助成金交付要綱（平成30年3月8日市長決定。以下、「要綱」という。）第13条の規定に基づき、助成の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (助成対象)

第2条 要綱別表第2に定める事業については、別表1の基準により助成するものとする。

### (その他)

第3条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定める。

### 附則

#### (施行期日)

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 中央区ふれあいのまちづくり助成施要領（令和3年4月1日施行）は廃止する。

### 附則

#### (施行期日)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

### 附則

#### (施行期日)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

### 附則

#### (施行期日)

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

○別表 1

助成対象活動	助成条件	助成額
地域イベント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の参加を得て実施される地域イベント（もちつき、夏祭り、文化祭など）など、地域の交流に対する経費を助成</li> <li>※収入が発生する場合、経費から収入を差し引いた額が助成額を下回らないこと。</li> </ul>	上限 100,000 円/1 事業
ICT 促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動の ICT 化にかかる経費（ふれまち HP の立ち上げ、更新、会計ソフト導入、更新など）を助成</li> <li>・申請にあたっては、事前に区地域協働課へ相談すること</li> </ul>	審査の上、所要額を助成（上限 100,000 円/各ふれまち） ただし、立ち上げ時のみ上限 150,000 円/各ふれまち
地域課題への取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域課題の解決のための活動（多文化共生の取り組み、こどもの居場所提供など）であって、区長が特に必要があると認める経費を助成</li> <li>・申請にあたっては、事前に区地域協働課へ相談すること</li> </ul>	審査の上、所要額を助成（上限 150,000 円/各ふれまち）
サテライト実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域交流センターの立地や物理的条件等により他の施設にて実施するふれあいのまちづくり事業</li> </ul>	上限 60,000 円/各ふれまち
学生ボランティアとの協働事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふれあいのまちづくり協議会が行う事業に学生ボランティア（年齢は問わない）を参画させること</li> <li>・学生ボランティアへの交通費、謝礼、ボランティア保険費用、学生を募集するにあたっての広報活動等に活用</li> <li>・他のふれあいのまちづくり助成（別メニュー）との併用が可能（ただし、会計処理は分けること）</li> </ul>	年 30,000 円を上限に助成